平成２３年（フ）第１９３０号
埼玉県朝霞市溝沼２丁目４番15―206号
債務者　上野功仁夫
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５９０号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番４―302号、旧住所栃木県足利市葉鹿町2257番地４
債務者　山崎　利雄
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
愛媛県大洲市肱川町中居谷757番地、住民票上の住所愛媛県大洲市肱川町中居谷800番地
債務者　三生　佳代
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第６６号
北海道標津郡中標津町東14条北１丁目１番地２　ラパンエフエム302、住民票上の住所北海道標津郡中標津町東14条北１丁目１番地２
債務者　岡本　翔吾
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第６５号
愛媛県八幡浜市松柏丙821番地１
債務者　松岡　　亘
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時15分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第１９号
長崎県松浦市今福町北免2009番地692
債務者　森　三津子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
沖縄県中頭郡読谷村字都屋４番地
債務者　山内　　淳
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１４９１８号
東京都練馬区小竹町２丁目23―１―201
債務者　菅野美珠穂
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０５１号
横浜市西区平沼１丁目13番19―902号
債務者　細田　真弓
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０５４号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅12棟410号
債務者　岡本由利子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０５５号
横浜市港北区鳥山町1222番地　ミマツマンション202
債務者　西多　啓子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０５７号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目40番５―201号
債務者　佐藤　成人
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０６２号
神奈川県茅ヶ崎市本村４丁目１番７号
債務者　阿部　康代
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８７号
釧路市阿寒町布伏内22線北56番地10
債務者　赤堀　順子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２７８０号
横浜市旭区今宿東町552番地
債務者　湯川　照一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８８７号
住居所不明、最後の住所神奈川県大和市深見3842番地１　クリオ大和弐番館504号
債務者　渡辺　俊介
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部